とかち新聞
主筆 松山明
(発行所)北海道足寄郡足寄町 とかち新聞社 電話1351番
本紙定価 1部20円 1カ月50円 1カ年前納500円

小林町政の直面する課題

二役人事と予算補正

どうする？農地裁判

小林弘道氏四千六百三十三票、高橋安蔵氏四千百四十七票の四百八十六票の差で小林氏がとうにかくこうにか足寄町長の座をかちとりました。

町政の刷新を望むムードに乗って当初から一応小林氏優勢との見方でスタートしたこの選挙戦でしたが、なんといつても底力のある現職高橋氏の選挙体制の前に一進一退の接戦をつづけながら、終盤において小林氏がようやく振り切つた形。

三十九オの若さで町長の座についた小林氏を待ちうける新議会の顔ぶれは、選挙戦を通じての色わけによれば

◆小林氏支持派
宮口政雄、我妻茂治、斉藤祐一、福本義輝、矢野寛一、神本三也、大野耕太郎、斉藤昇、小海一郎、王塚義雄、佐々木政一、青木収、香川博彦、吉田吉之助、大瀧弥助の十五議員

◆高橋氏支持派
新沼芳雄、加藤伊三郎、伊藤義夫、大原茂、遠山謙、久保田庄太郎、大久保繁の七議員

◆中立派
多田梅松、阿部俊夫、山内勝治、多田坂栄の四議員

とみられており、小林新町長にとつては安定した議会勢力を背景にすることができるわけで、もし高橋氏が当選したとしてもこの顔ぶれではこれまでのようになんでも多数決で押し切ることはできないわけで、議員の選挙母体が小林氏当選を前提としていたようなもので、小林町長の政治姿勢いかんによつて対立紛糾のない町議会への道がひらかれそうですが、サテ小林町政が直面する当面の課題はなんでしょうか。

そして大多数の町民は新町長になにを期待しているでしょうか。

選挙中に小林町長は選挙のシコリを残すような派閥行政はさけたいとして、選挙の論功、報復人事はやらないと言明していましたが町長の女房役ともいうべき助役、収入役については刷新、若返りをはかるものとみられています。

これまで議会与党派多数をバックにして不当、違法な行政を押し切つてきた上に条例にない超勤手当を総務課長の忠告もきかずにうけとつていた事件など、町民の批判も強く、現二役はすでに辞表を提出中、助役については道方面から推薦もあるので小林町長は考慮中といわれていますが、収入役については庁内ベテランを断行するもようで、場合によつては助役も移入をさけて、永年つとめてきた有能な古参課長の起用も考えられそうで、新町長の初仕事である庁内人事で全職員をして張り合いのある執行体制たらしめるかどうかというところ。

人事につづいては三月に高橋前町長が編成した骨格予算の肉ずけで、この予算補正において小林町長が公約した事項をどの程度に政策予算としてもり込めるかということです。

第二次高橋町政の落し子？ともいうべき町有農地をめぐつての裁判沙汰は、足寄町の代表者である町長が原告となつて提起した訴訟なので、当然とんとは小林町長が原告となります。

ところが皮肉なことには、昨年五月の町議会にこの議案が提出されたさいには、小林議員としては町長が町民と裁判で争うべきでないと反対してフン然として議席から退場したあと多数決で強行した問題の訴訟事件。

事件の被告は足寄太の佐々木正勝氏で、同氏が耕作している奥の袋地にある町有農地二町八反歩の約半分を十年来賃借してきたところ、町ではここを公営住宅の敷地にするから明け渡すようにといつてきたが、利別川に護岸、築堤を施設しなければそこは宅地にできないし、その施設をせずに宅地化されては地形上同氏の家屋や農地に浸水のおそれがあるので、その施設をするまで従来どおり賃借させてほしいというのに高橋前町長はきき入れず、ことし整地にとりかかると言明するに至つたので、同氏としては『町の暴挙を阻止する正当防衛』だとして全面積の耕作におよんだために、町としては町の所有地にたいする無権限耕作であるとして議会の多数決によつて立入り禁止の仮処分を執行した上で、土地明け渡し請求の民事訴訟をおこしたものです。

この紛争にたいして道や支庁が仲に入り、佐々木氏は耕作反別がすくないし、これまでは〝みなし耕作〟として町がこの土地を必要とするときまで残余を賃貸させてはどうかとのあつせんがおこなわれたが町側がきき入れず裁判に発展してしまつたもの。

町では下愛冠に敷地を購入してここ当分は公営住宅には不自由しないし、問題の土地で町が農業経営をするわけでもなく、町の所有地だとしてただ荒れ地にしておくために裁判をしているようなもので、訴訟価格十四万円余の土地のために、すでに百万円近い町費をかけています。

佐々木氏にどんな言い分があるにしても、いやしくも町有地を無断で耕作するのは怪しからん行為だとして金に糸目もつけずに裁判を強行するのも、筋をとおすためのひとつのゆき方ともいえましようが、佐々木は公用廃止地関係者の一人であり、ことしから用地買収にとりかかる予定の白糠線鉄道関係地主の一人でもあり、町としては政治的には争うべき相手ではく逆に辞を低くしてでも協力を求めるべき相手になるのです。

そういう相手だから町として特別なサービスにつとめるべきだということではなく、佐々木氏はかりでなく町民にたいして町長が裁判をおこして争うべきものではないということで、すべて町内のことはお互いに話し合いで処理するのが政治ではないかということです。

（佐々木氏が主張しているのは、これまで永年使わせてもらつてきたからといつて権利があるといつているのではなく、そこは公営住宅を建てるのに適当な土地ではなく、同氏の家族が多く耕作反別がすくないので増反農地として奉還してほしいといつているのであつて、これにたいして新町長新議会がどう対処するかが注目の的となります。

（以下第二面へ）

社説 新議会に望むもの

一、秘密会はやめよう

地方自治法の第一一五条に「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」とあるように、町議会の本会議なり委員会なりは公開が原則であるのにもかかわらず、〝これまでは〟秘密会と宴会は議員の特権〟ででもあるかのようにふるまつてきた実例があります。

そして秘密会にもち込んだような問題が常に町民の利益に反する種類のものであつて未解決という結果をもたらせているようです。

公けのことがらを論議する議会が主権者である町民を追い出してコソコソばなしをする必要がどこにあるというのでしようか。

町政はあくまでもガラス張りでゆきたいものです。

二、宴会政治をなくそう

戦後の陳情行政、三割自治のなかにおいて他町村もやつているような対外的な接待はある程度必要悪として住民の願いを達成させるために用いなければならないこともありましようが、議会側と理事者側とが懇親や慰労のためにゾロゾロと料理屋へ繰りこんでの対内的な飲み食いに町費を使うことは止めてもらいたいもので、議会で四年間一度も発言したことがなくても宴会だけには熱心な議員であつてはこまります。

三、お手もりはさけよう

議員の報酬にしても三役の給与にしてもどちらにしても議会で決めるものだとされており、法律によつて制限されているのですから、第一一〇条による「議会は法令に違反しないかぎりにおいてその事務に関し条例を設定することができる」とあるように、議員の報酬にしてもどちらにしても議会で決めるものだとされており、法律によつて制限されているのですから、第一一〇条による「議会は法令に違反しないかぎりにおいてその事務に関し条例を設定することができる」とあるように、議員の報酬にしても三役の給与